

分科会 報告事項（清涼飲料水）

- ・清涼飲料水の試験法の改正について 1~6

平成29年3月16日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会長 大前 和幸

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告について

平成28年11月21日付け厚生労働省発食1121第2号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく清涼飲料水の試験法の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

清涼飲料水の試験法の改正について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告書

1. 経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定される「清涼飲料水」は、

- ・ ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・ 冷凍果実飲料
- ・ 原料用果汁
- ・ ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の 4 つに分類され、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水にあつては、告示の第 1 食品の部 D 各条 清涼飲料水 1 (2) 3. a において「ヒ素及び鉛を検出するものであってはならない」とされており、ヒ素の試験法としてグットツァイト法及びジエチルジチオカルバミン酸銀法が規定されている。

今般、食品添加物の規格基準の改正により、グットツァイト法については告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法から削除されることが予定されている。このため、清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することについて、厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会長宛てに平成 28 年 11 月 21 日付けで諮問され、平成 28 年 11 月 29 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議された。

2. グットツァイト法について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づく食品添加物の規格基準については、告示において、通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準、製造基準及び使用基準が定められている。清涼飲料水の規格基準におけるグットツァイト法は、告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法の目中の装置 A を用いる方法を引用している。

食品添加物公定書は、法第 21 条の規定に基づき食品添加物の規格基準等を

収載することとされている。昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。食品添加物公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するとともに、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、告示の改正を行ってきた。

平成 27 年 12 月 25 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において第 9 版食品添加物公定書（案）の報告が行われ、その中で食品添加物公定書の改正に係る告示の改正の一環として、有害試薬の他の試薬への代替等を目的とした一般試験法等の改正についても報告された。これを踏まえ、食品添加物の規格基準の改正案のうち一般試験法等の改正について、「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解してよいか、平成 28 年 6 月 6 日付け厚生労働省発生食 0606 第 6 号により、食品安全委員会に対して照会をしたところ、『試験の操作性の改善若しくは精度の向上を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる』旨、平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 386 号により通知された。

告示の改正により、グットツァイト法については有害試薬である臭化第二水銀紙が使用されることから、告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法の目中の装置 A を用いる方法は削除されることが予定されている。

3. 審議の結果

食品添加物の規格基準の改正を踏まえ、清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することが適当である。

4. 食品安全委員会における評価結果

清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することについて、「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解してよいか、平成 29 年 2 月 3 日付け厚生労働省発生食 0203 第 2 号により、内閣府食品安全委員会に対して照会をしたところ、『試験法の削除による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴

うものではないことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる』旨、平成 29 年 3 月 7 日付け府食第 146 号により通知された。

(参考)

これまでの経緯

平成 28 年 11 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

平成 29 年 2 月 3 日 内閣府食品安全委員会へ照会

平成 29 年 3 月 7 日 内閣府食品安全委員会より「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する」旨回答

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
明 石 真 言	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構執行役
浅 見 真 理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
阿 部 郁 朗	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
◎ 大 前 和 幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小 川 久 美 子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
春 日 文 子	国立研究開発法人 国立環境研究所・特任フェロー
苅 田 香 苗	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小 西 良 子	麻布大学生命環境科学部食品生命科学科食品衛生学研究室教授
阪 口 雅 弘	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
下 村 吉 治	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
寺 嶋 淳	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
二 村 睦 子	日本生活協同組合連合会組合員活動部長
堀 端 薫	女子栄養大学給食システム研究室准教授

※所属・役職は部会開催時（平成 28 年 11 月 29 日）のもの

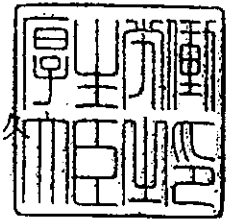
※◎部会長

天

厚生労働省発生食 1121 第 2 号
平成 28 年 11 月 21 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田充殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

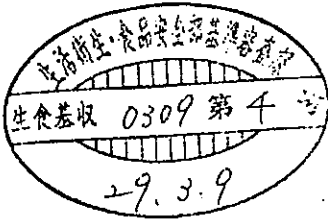


諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

清涼飲料水の試験法の改正について

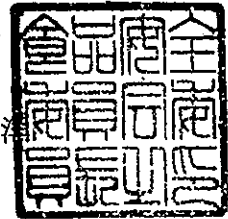


府食第146号
平成29年3月7日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

平成29年2月3日付け厚生労働省発生食0203第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の改正については、試験法の削除による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。